

# 答 申 書 (案)

令和8年3月10日

桑名市上下水道事業経営審議会



令和8年3月10日

桑名市長 伊藤 徳 宇 様

桑名市上下水道事業経営審議会  
会長 宮 脇 淳

桑名市上下水道事業経営について（答申）

令和7年7月14日付け水企第73号で諮問のありました標記のことにつきまして、慎重に審議を行った結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 水道料金の改定について

- (1) 水道料金を引き上げることとし、その平均改定率（全体の料金変動を平均した割合）を20%とする。また、料金体系については、別表1のとおりとする。
- (2) 新水道料金の条例は令和8年度中に議会へ上程するものとし、開始時期は、市民生活への影響を考慮し、決定すること。

附帯意見

- (1) 水道料金の改定にあたっては、市民生活に与える影響を考慮して、丁寧な説明に努めるとともに、長期的な視野も含め日常から水道事業に対する理解が更に深まるように努めること。
- (2) 計画的な施設更新や地震等の災害対策を着実に実施すること。
- (3) 上水道老朽管を計画的に更新することで漏水対策を実施し、有収率の向上に努めること。
- (4) 昨今の物価上昇による企業債利子の上昇、水道施設の老朽化に伴う修繕費用の増加、想定以上の人口減少など様々なリスクがあるため、料金改定を実施してから概ね3年が経過した時点又は次回桑名市上下水道事業経営戦略の改定時に、収支予測の見直しを行うこと。
- (5) 近年の物価上昇による市民生活への影響を考慮し、水道料金の改定時期について経過措置等の検討に努めること。
- (6) 用途別の料金体系を採用しているが、全国の事業者の動向も踏まえて、口径別の料金体系への移行を検討すること。

(審議の概要と答申の理由)

令和7年7月14日に桑名市長から諮問された「水道料金の改定について」、令和7年7月28日の令和7年度第1回桑名市上下水道事業経営審議会を皮切りに、計4回にわたり慎重に審議を行った。

水道事業を取り巻く環境としては、今年4月に京都市内で発生した配水管の破損による漏水事案、10月に沖縄県で発生した導水管の漏水事案、12月には、横須賀市で配水管工事中に発生した漏水事案など、管路の老朽化が起因していると思われる漏水が全国各地で発生し、多くの地域で断水や水の濁りが発生した。

加えて、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、能登半島地震等、大規模な地震が頻繁に発生しており、今後、発生すると言われている南海トラフ地震をはじめとして、あらゆる災害に対して被害を最小限に抑えるように対策をすることが求められている。

桑名市においても、老朽化が進む管路や施設等の更新を計画的かつ速やかに進めていく必要があり、多額の投資が必要となっている。特に、築100年になる上野浄水場の更新は、喫緊の課題であるとの認識である。

こうした現状を踏まえ、経営審議会では、令和8年度から令和12年度までの5年間の投資・財政計画に基づき、桑名市の水道事業を取り巻く現状について整理を行った。

そのうえで、人口減少に伴う給水量の減少や受水費の値上げなど、様々なリスクに対応できる経営基盤を確保するためには、水道料金を現行のままにしておくことは経営上難しく、水道料金の改定は不可避であるという審議会委員総意のもと、水道料金の改定について、①収益的収支の黒字化を確保する、②資金残高15億円以上を確保する、③債務償還年数を30年間以下とする、この3つを達成目標とし、3つのパターンについて比較検討を行った。

パターン①は、令和5年度に策定した「桑名市上下水道事業経営戦略」で仮定していた料金改定率15%である。

パターン②は、最新の人口推計を採用するとともに、金利の上昇分と5年間で実施する建設改良費を精査した上で、3つの目標を達成する料金改定率20%である。

パターン③は、パターン②で採用した人口推計よりも更に1%人口が減少したと想定した上で、3つの目標を達成する料金改定率27%である。

委員からは、料金の改定に反対する立場からではなく、「一人当たりの使用量が今後でも減少していくのではないか」、「類似団体と比較して少ない職員数を増員した場合の収支に対する影響はどうか」などといった意見が出され、事務局が想定していたリスク以外の検討も行った。

次に、料金体系の検討については、現状では従量料金で約16倍となっている逓増度の低減が必要であることや、総括原価算定方式から求められる口径25mmから50mmの基本料金の適切な料金設定、及び口径13mmの利用者への配慮が必要なことが判明した。そこで、料金体系についてもパターンを設定し検討を行った。

パターン①は、基本料金を水道料金算定要領に基づく結果を採用し、逓増度を9.5倍に抑制した。

パターン②は、基本料金の改定率を最低20%に引き上げ、逓増度を9.3倍へ抑制し、口径13mmと20mmの基本料金金額を同額とした。

パターン③は、基本料金はパターン②と同じとし、逓増度を5.9倍に抑制した。

パターン④は、パターン③を基に、口径13mmの基本料金の改定率を10%とし、逓増度を6.1倍に抑制した。

4つのパターンについて、慎重に審議を行い、委員からは、「どのパターンも口径25mmから50mmの少量から中量利用者の改定率が高いのではないか。また、この範囲に属する方は、どういう方で、どのくらい、いらっしゃるのか」、「平均改定率は20%であるが、一律に20%値上がりするというわけではないことを丁寧に説明する必要がある」、さらに「市民の皆さんに理解いただくためには、値上げされた水道料金は何に使われているのか説明する必要がある」などといった意見が出された。

以上のように、審議会では様々な視点から議論を重ね、その結果、安全な水を継続して供給していくため、水道事業経営には、平均の改定率を20%とする水道料金の引き上げが必要とし、新しい料金体系についてはパターン④が望ましいとした。

また、新水道料金の条例は、令和8年度中に議会へ上程するものとし、改定時期については、市民生活への影響を考慮して決定することとし、審議会が出された意見を付帯意見としてとりまとめた。

以上をもって、桑名市上下水道事業経営についての諮問に対する桑名市経営審議会の審議の概要と答申の理由とする。

別表1 水道料金

(税抜)

用途別	基本料金（1ヶ月につき）		従量料金（1 m <sup>3</sup> につき）	
	口径	料金	水量	料金
一般用	13mm	1,190円	1 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> 以下	33円
	20mm	1,300円		
	25mm	2,660円	11 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 以下	150円
	30mm	3,970円		
	40mm	7,080円	21 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 以下	183円
	50mm	12,100円		
	75mm	35,600円	41 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以下	195円
	100mm	84,200円		
	150mm	129,600円	101 m <sup>3</sup> 以上	200円
	200mm	237,600円		
湯屋営業用	-	5,720円	1 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以下	-
			101 m <sup>3</sup> 以上	100円
学校プール用	-	5,530円	1 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以下	-
			101 m <sup>3</sup> 以上	130円
臨時用その他	-	7,750円	1 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 以下	-
			21 m <sup>3</sup> 以上	579円

参考1 桑名市上下水道事業経営審議会 委員名簿

桑名市上下水道事業 経営審議会	氏名	桑名市上下水道事業 経営審議会条例
会長	宮脇 淳	学識経験を有する者 (1号委員)
副会長	岡 良浩	
委員	一柳 文美	
委員	梶 充夫	関係団体の代表者 (2号委員)
委員	佐藤 強	
委員	鳥居 辰哉	
委員	大平 千歳	公募による者 (3号委員)
委員	稲垣 達哉	

(順不同・敬称略)

参考2 審議経過

年月日	会 議	内 容
令和7年 7月28日	令和7年度第1回 桑名市上下水道事業 経営審議会	(1) 令和5年度、令和6年度の管路更新について (2) 令和6年度決算の概要について (3) 水道料金改定について
令和7年 10月30日	令和7年度第2回 桑名市上下水道事業 経営審議会	(1) 前回審議会の振り返り (2) 投資財政計画について (3) 料金水準の見直しについて
令和8年 1月29日	令和7年度第3回 桑名市上下水道事業 経営審議会	(1) 料金水準の見直しについて (2) 水道料金の改定について (3) 答申(案)について
令和8年 3月10日	令和7年度第4回 桑名市上下水道事業 経営審議会	(1) 答申(案)について (2) その他